

令和7年度県職員ドローン技術向上研修業務のプロポーザルにおける質問に対する回答

番号	実施要領又は委託業務仕様書のページ数、項目番号等	質問内容	回答
1	実施要領3ページ 6-(1)「提出書類一覧」⑩について	定款（又は寄附行為）の写しについて、原本証明及び押印は必要か。	写しについて、原本証明及び押印は不要である。
2	委託業務仕様書2ページ 6-(1)-②「実技訓練会場の設定」について	①実技訓練会場は県が用意するのか、又は受託者が準備することで会場使用料を見積ればよいのか。	実技訓練会場は受託者の手配になる。よって、会場使用料は、受託者が見積もりに含めて提案するものとする。
		②「会場は、原則、和歌山市内で実施すること。」とされているが、実技訓練会場は和歌山市内のみに限定されるのか。白浜等紀南の方も含むのか。	あくまで原則である。研修受講予定者には、紀南地域で勤務する者も含まれることから、数チームの実技訓練会場を紀南地域で設定いただくことは可能。（ただし、研修受講者の大半は、和歌山市内での受講となる見込み。）
3	委託業務仕様書2ページ 6-(1)-③「講師の手配」ウについて	①「二等無人航空機操縦士の技能証明を有する者であって、6か月以上無人航空機を飛行させた経験を有する者」との記載について、現在、弊社ドローンスクール（登録講習機関）には、一等無人航空機操縦士の講師資格を所有する者が3名在籍しているが、うち1名は、現在国土交通省に一等無人航空機操縦士の技能証明書の発行申請中である。順調に処理されれば、交付されるまでに本日から3～4週間程度かかる見込みだが、この場合、本件の受託者の条件を満たすか。	航空法第132条の70の表の項「講師の条件」にある「二等無人航空機操縦士の技能証明を有する者であって、6か月以上無人航空機を飛行させた経験を有するもの又はこれと同等以上の能力を有する者であること」に該当する者が講師に含まれる場合、受託者の条件を満たす。一等無人航空機操縦士の講師資格を有する場合、二等無人航空機操縦士の講師資格以上の能力を有すると認められることから、本件受託者の講師の条件を満たす。
		②国交省で示されている、登録講習機関の講師条件としての経過措置内容は本件において反映されるか。	国土交通省が示す登録講習機関の講師条件の経過措置は、本件において反映される。

		③「6 か月以上無人航空機を飛行させた経験を有する者」とあるが、これはこれまでの経験を全て対象とすることで間違いなのか。もし、資格を有してからということであれば、一等無人航空機操縦士の講師資格を有してから6 か月以上経験していることで条件を満たすか。	「②」での回答のとおり、経過措置適用により、これまでの経験を対象とすることができる。
4	委託業務仕様書 3 ページ 6-(1)⑦「到達度テストの実施」について	到達度テストは、実技講習参加予定者 50 名程度が対象か。それとも講義受講者 200 名程度全員が対象か。	実技講習参加予定者 50 名程度が対象となる。
5	委託業務仕様書 4 ページ 8-(8)について	「本業務により発生する実績報告書等成果物の所有権、著作権、利用権は、すべて県に帰属するものとする。」について、弊社スクールが本講習に使用する目的で作成した動画等教材資料については、全て貴庁向けとし、契約終了後も県で閲覧可能とするという意味か。	ご認識のとおりであり、契約終了後も全て県に帰属する。
6	委託業務仕様書 5 ページ 9 の表「実技訓練」について	①「国土交通省の無人航空機飛行マニュアル（令和 7 年 3 月 31 日版における「基本的な操縦技量の習得」及び「業務を実施するために必要な操縦技量の習得」の内容と同等」との記載があるが、仕様書 1 ページ 5-②の編成を確認すると、1 チーム 5 人編成で 2 日間とある。5 人の内 1 名が飛行訓練中の場合、見学者 4 名はこの 10 時間の時間計算外となる。 また、昨年度 3 月 24 日を境に国土交通省の飛行許可承認申請の審査要領も変更になっており、本仕様書の内容は見直す必要がある。その点も含めての「提案」でもよいか。	実技訓練は、受講者が実際に 10 時間以上操作できるように計画されたい。（見学時間は含まれない） また、日数「2 日間」は例示であるので、必要に応じて日数を増やすなど、円滑に運営できるよう調整されたい。 研修内容については、仕様書及び県との協議の上で決定し、実施いただくこととなる。よって、仕様書を見直すことは予定していない。
		②実技訓練の日程は、チームごとに調整をした上で、技能習熟のため連続した二日間を設定したいと考えるが差し支えないか。	調整の上、連続した二日間で設定し、提案いただいて差し支えない。

		<p>③実技訓練については、1チーム当たり10時間以上とあるが、一人当たり10時間以上か、それとも1チーム5人の合計の実習時間が10時間以上であればよいのか。</p>	<p>「①」での回答のとおり、一人当たり10時間以上である。</p>
		<p>④一人当たり10時間以上の場合、実技訓練の時間についての定義を教えてください。</p>	<p>実技訓練の時間は、カテゴリⅡ飛行を想定していることから、国土交通大臣から、無人航空機飛行に係る許可又は承認が見込める研修を履行するのに必要な時間とされたい。</p>